（様式４）

令和５年(2023年)　　月　　日

（宛先）箕面市病院事業管理者

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

守秘義務に関する誓約書

当社は、箕面新市立病院整備事業（以下「事業」という。）につき、令和5年10月19日付で公告された「箕面新市立病院整備事業マーケットサウンディング実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載されたヒアリングへの参加申込み（以下「申込」という。）を行うに当たって、以下の条項を遵守することを誓約します。

（秘密保持義務）

第１条　当社は、箕面市との間で行ったヒアリングに関する情報（以下「秘密情報等」という。）を秘密として管理するものとし、貴市の書面による事前の承諾を得ずに、いかなる第三者にもこれを開示いたしません。また、貴市の事前承諾を得て第三者に秘密情報等を開示する場合は、当該第三者に対して、本誓約書における内容と同等の当社に対する契約上の守秘義務を負わせるものとします。ただし、当社に対する官公庁又は法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の要求により秘密情報等を開示する必要が発生した場合は、当社は、事前に貴市にその旨を書面により通知した上で、当該要求に対応するために必要な範囲に限り、貴市による承諾及び守秘義務契約の締結なくして第三者に秘密情報等を開示することといたします。

２　当社は、貴市からの秘密情報等が、貴市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、貴市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、秘密情報等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

３　当社は、秘密情報等の複写、複製は、目的達成のために必要最小限の範囲でのみ行うことといたします。また、当社は、複写物及び複製物についても秘密情報等の管理と同等の管理を行うことを約束いたします。

４　当社は、自らの責任において、第１項の定めにより秘密情報等の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

（個人情報の取扱い）

第２条　秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、法令等により貴市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により貴市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

（存続期間）

第３条　本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が事業の募集への応募を行うか否かに関わらず、存続するものとします。

（損害賠償義務）

第４条　当社は、当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した事実又はその兆候がある場合には、速やかに貴市に報告した上で、貴市の指示に従って次の事項について対応いたします。

（１）事実関係の把握

（２）秘密情報等の所有者によって識別される本人その他関係者に対する通知

（３）原因の究明と再発防止

（４）秘密情報等の返還、廃棄等

（５）その他対応を要する事項

２　当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した場合、当社は、これにより貴市又は第三者に生じた損害を、直接賠償いたします。